

各県知事への意見照会に対する回答

平成27年度第3回四国地方整備局事業評価監視委員会
に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

国四整企画第36号

平成27年11月18日

愛媛県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成27年12月8日に第3回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成27年12月3日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(別紙)

(再評価)

【ダム事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
鹿野川ダム改造事業	継続	

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。



27土(技)第532号
平成27年12月2日

四国地方整備局長 様

愛媛県知事 中村 時広



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の
作成に係る意見照会について(回答)

平成27年11月18日付け国四整企画第36号で依頼のあった標記について、
別紙のとおり回答いたします。

次の再評価に係る「対応方針(原案)」案については異議ありません。

【ダム事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案	備考
鹿野川ダム改造事業	継続	

なお、当事業に対する意見は下記のとおりです。

記

鹿野川ダム改造事業に対する意見

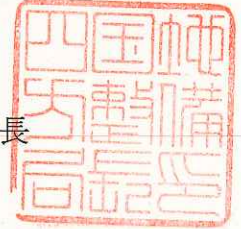
- ・徹底した工程管理により、事業の早期完了を図ること。
- ・不断の努力によって一層のコスト縮減を図ること。
- ・国民体育大会カヌー競技に影響を及ぼさないこと。

国四整企画第36号

平成27年11月18日

高知県知事 殿

四国地方整備局長



四国地方整備局 事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る意見照会について

平素より国土交通省直轄事業の推進にあたり、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

四国地方整備局管内における直轄事業については、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、事業採択後一定期間が経過した事業について、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、四国地方整備局事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)において、再評価に係る対応方針(原案)を審議しております。

このたび、平成27年12月8日に第3回委員会を開催することとなりました。実施要領に基づき、委員会に諮る対応方針(原案)を作成するにあたり、平成27年12月3日までに別紙について、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ先

四国地方整備局 企画部 企画課 企画第一係

電話 087-811-8308

FAX 087-811-8408

(再評価)

【港湾整備事業】 1件

事業名	「対応方針(原案)」案※	備考
宿毛湾港池島地区防波堤整備事業	継続	

※貴県の意見を踏まえ、四国地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。

27 高港海第 589 号
平成 27 年 11 月 27 日

四国地方整備局長 様

高知県知事



四国地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針（原案）
の作成に係る意見照会について（回答）

平成 27 年 11 月 18 日付け国四整企画第 36 号で照会のありましたことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 宿毛湾港池島地区防波堤整備事業

意見：事業継続に異議ありません。宿毛湾港は、県西部の生産・消費活動を支えるとともに、客船寄港による観光振興を担う重要な港湾であるため、港内静穏度を確保し、安定した利用が図れるよう、防波堤の早期完成に向け、より一層の事業推進をお願いします。

